

北上市告示甲第93号

北上市生産性向上サポート補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月18日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市生産性向上サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市内事業者の生産性向上による成長及び発展を促すことにより本市の産業振興を図るため、市内中小企業者が実施する付加価値向上及び省力化に資する取組に対し、その経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) ものづくり中小企業者 中小企業者のうち、次に掲げる事業のいずれかを営むものをいう。
 - ア 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）において大分類Eに分類される事業をいう。）
 - イ ソフトウェア業（日本標準産業分類において小分類391に分類される事業をいう。）
 - ウ 情報処理サービス業（日本標準産業分類において細分類3921に分類される事業をいう。）

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有するものづくり中小企業者であること。ただし、第4第5号に掲げる事業については市内に事業所を有する中小企業者であること。

- (2) 納期の到来している市税を滞納していない者であること。
- (3) 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であり、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。

（補助対象事業）

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 新需要獲得事業（補助対象者が実施する新製品若しくは新技術の開発、新規市場への参入、販路の開拓等による新たな需要の獲得を目指す取組をいう。）
- (2) 脱炭素推進事業（補助対象者が設備の運転状況や自社のエネルギー使用状況の可視化等を通じて脱炭素経営の実現を目指す取組をいう。）
- (3) 人材育成事業（補助対象者が従業員に対して自社の企業活動における生産性向上に必要なスキルを獲得させることを目的とした研修等を受講させる取組をいう。ただし、補助対象者が事業活動を行う上で法令上必要となる免許等の取得（更新を含む。）を除く。）
- (4) DX推進事業（補助対象者がICT、IoT、AI、ロボット、センサー、ITツール等の活用により、生産工程や業務プロセスにおける生産性向上を図る取組をいう。）
- (5) 省力化推進事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業省力化投資補助金（以下「中小企業省力化投資補助金」という。）又はサービス等生産性向上IT導入支援事業事務局が実施するサービス等生産性向上IT導入支援費補助金（以下「サービス等生産性向上IT導入支援費補助金」という。）を活用する取組をいう。）

（補助対象経費）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業において補助対象者が負担する経費のうち、別表第1に定める経費とする。

- 2 補助対象経費の適用範囲及び算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、市内に所在する事業所にかかる経費に限る。
- 3 補助対象経費について、国、県その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額とする。

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一の補助対象者に対する補助金の額は1会計年度につき50万円を限度とする。

（交付の申請）

第7 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市

長が別に定める日までに北上市生産性向上サポート補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業の内容が確認できる書類
- (3) 納期の到来している市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、北上市生産性向上サポート補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第9 第8の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに北上市生産性向上サポート補助金事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増減がある場合
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をしたものに対し、北上市生産性向上サポート補助金事業計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了後速やかに、北上市生産性向上サポート補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（事業実施期間）

第12 事業実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（補則）

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 5 関係）

補助対象事業	補助対象経費
新需要獲得事業	機械装置費、システム構築費、クラウドサービス利用費、広告宣伝費、販売促進費、マーケティング調査費、共同研究費、技術導入費、専門家経費、外注費その他経費
脱炭素推進事業	クラウドサービス利用費、専門家経費、外注費その他経費
人材育成事業	専門家経費、研修受講費、外注費その他経費
D X 推進事業	機械装置費、システム構築費、クラウドサービス利用費、専門家経費、外注費その他経費
省力化推進事業	中小企業省力化投資補助金又はサービス等生産性向上 I T 導入支援費補助金の補助対象経費

別表第 2（第 5 関係）

補助対象経費	適用範囲
機械装置費	機械、装置、工具又は器具の購入、借用又は改良に要する経費（据付け又は運搬にかかる経費を含む。）
システム構築費	専用ソフトウェア又は情報システムの導入、構築、借用又は改良に要する経費（据付け又は運搬にかかる経費を含む。）
クラウドサービス利用費	クラウドサービス又は W E B プラットフォームの利用に要する経費
広告宣伝費、販売促進費	製品又はサービスにかかるブランディング、プロモーション等の広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む。）にかかる経費
マーケティング調査費	ユーザーニーズの調査等を行うために専門機関に支払われる経費又は市場データ等を購入する費用
共同研究費	大学等の共同研究規定等に基づき支払われる経費。ただし、研究終了後に研究の成果が大学等のみに帰属するものを除く。
技術導入費	特許権、商標権、著作権等の知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	専門的知識を有する者に依頼し、相談、指導等を受けた場合に謝礼として支払われる経費（補助対象事業の遂行に必要な旅費等を含む。）
外注費	補助対象事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費（補助事業者が自ら実行することが困難な業務に限る。）

研修受講費	生産性向上に必要なスキルを獲得させることを目的としたセミナー、研修等の受講費及び講師を要請し自社等で受講する場合に謝礼として支払われる経費（講師の派遣に必要な旅費等を含む。）
その他経費	補助対象事業を行うために必要な経費のうち、補助対象事業のために使用されることが特定及び確認できるものであって、他の補助対象経費に属さないもの。

備考 消費税及び地方消費税相当額並びに銀行等への口座振込手数料は、補助対象経費としない。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

北上市生産性向上サポート補助金
交付申請書

北上市生産性向上サポート補助金の交付を受けたいので、北上市生産性向上サポート補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 申請者概要

資本金又は出資の総額 (法人の場合)	円
常時使用する従業員数	人
補助金の交付に係る 市内事業所の所在地	
日本産業分類における 該当する産業	

2 補助金の交付申請額

補助対象経費の合計（税抜額）	補助金交付申請額（1,000円未満切捨）
円	円

3 誓約事項（□に✓を記入してください。）

- ☐ 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに、相違ありません。

4 添付書類

様式第2号（第7関係）

事業計画書

1 事業計画

補助対象事業区分	
事業概要	
事業の具体的な内容	
事業スケジュール	

2 経費明細書

経費名	金額（税抜額）
	円
合計	円

様式第3号（第8関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市生産性向上サポート補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった北上市生産性向上サポート補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市生産性向上サポート補助金交付要綱第8の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



交付決定額 金 円

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市生産性向上サポート補助金
事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 北上市指令第 号で交付決定の通知があった北上市生産性向上サポート補助金に係る補助事業の事業計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、北上市生産性向上サポート補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の内容

補助対象事業区分	
変更（中止、廃止）の理由	
変更（中止、廃止）の具体的な内容	

2 変更後の交付申請額 金 円

3 変更後の経費明細書

経費名	金額（税抜額）
	円
合計	円

4 添付書類

様式第 5 号（第 9 関係）

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 様

北上市長

北上市生産性向上サポート補助金
事業計画変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった北上市生産性向上サポート補助金に係る事業計画の変更（中止、廃止）については、これを適当と認めたので、北上市生産性向上サポート補助金交付要綱第 9 第 2 項の規定により通知します。

様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市生産性向上サポート補助金

交付請求書

年 月 日付け 北上市指令第 号で交付決定の通知があった北上市生産性向上サポート補助金について、その事業が完了したので、北上市生産性向上サポート補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
----------	---	---

今回請求額	金	円
-------	---	---

添付書類

様式第 7 号（第 10 関係）

事業実績報告書

1 事業実績

補助対象事業区分	
事業完了日	年 月 日
事業の効果	

2 経費明細書

経費名	金額（税抜額）
	円
合計	円